

安八町空家バンク制度の

ご案内



安八町では、町内の空き家の有効活用と、町内への移住・定住政策の一環として、空き家情報を提供するため「空家バンク制度」を導入しました。空き家を所有していて、「売りたい」、「貸したい」という方は、ぜひご利用ください。

空家バンクへの登録と利用の流れ

空き家所有者



・空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望される方は、空家バンク登録申込書を提出してください。

・物件確認(現地調査)

協力事業者(宅建業者)が物件を確認にお伺いします。

・物件登録

登録対象物件の場合、空家バンクに登録されます。

安八町空家バンク

情報提供を行います。

所有者と利用希望者の書類受付を行います。

空き家利用希望者



・空き家物件情報の閲覧

登録された物件を安八町のホームページで情報提供します。

・利用登録・申込

借りたい、買いたい物件があれば利用登録をしてください。

・取引依頼の媒介契約の締結(購入希望)

・物件の見学

協力事業者(宅建業者)が物件をご案内します。

・売買、賃貸等の交渉・契約

購入や賃貸の申込には、協力事業者(宅建業者)が所有者との交渉等を仲介します。

※交渉・契約につきましては、町と安八町空家バンク事業の実施に関する協定を締結している岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部に加盟の協力事業者が行います。安八町は介入しません。

◎次の建物等は空家バンクに登録できません。

- ・著しく朽廃等で使用できない建物や相続登記が完了していない建物
- ・宅建業者に相談し取引依頼(媒介契約書を交付済)されている建物

お問合せ

空き家を売却・賃貸したい方、空き家に住みたい方は、ご相談ください。

安八町役場 総務課 〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-3111